

滝上町訓令第 10 号

滝上町食育推進ネットワーク会議設置要領を次のように定める。

令和 3 年 6 月 1 日

滝上町長 長 屋 栄 一

滝上町食育推進ネットワーク会議設置要領（令和 2 年訓令第 6 号）の全部を改正する。

1. 趣旨

「食」を通して、町民の生涯にわたる健康で豊かな生活の実現と地元で生産されたものを地元で消費する「地産地消」の推進、また食育基本法（平成 17 年法律第 63 号。以下「法」という。）第 33 条及び滝上町食育・地産地消推進計画（平成 29 年 12 月。以下「食育計画」という。）に掲げる食育・地産地消を推進するための組織（以下「推進会議」という。）の円滑な運営等を図るため、滝上町食育推進ネットワーク会議（以下「ネットワーク会議」という。）を設置する。

2. 構成

(1) ネットワーク会議は、次のとおり構成する。

所 属	職
保健福祉課	課長及び担当係長・係
教育委員会生涯教育課	課長及び担当係長・係
農政課	課長及び担当係長・係

(2) ネットワーク会議の事務局は、農政課において行う。

3. 活動内容

- (1) 食育・地産地消の推進などに関する総合的な取組に関すること。
- (2) 構成課相互の連絡調整、情報交換に関すること。
- (3) 食育計画の推進及び推進会議の運営などに関すること。
- (4) その他食育・地産地消運動の推進に関すること及び、ネットワーク会議の円滑な運営に関し必要な事項の協議。

4. 会議

ネットワーク会議は、事務局が招集する。なお、事務局は、必要があると認

めたときは、構成課以外の課の出席を求めることができる。

5. その他

この要領に定めるほか、ネットワーク会議の運営に必要な事項は、その都度、事務局で協議する。

ネットワーク会議は、食育計画改定の際に、社会経済情勢の変化や開催実績等を勘案し、その常設の必要性や効率的な開催方法の見直し等について検討を加え、その結果に基づいて必要な措置を講ずるものとする。

附 則

この訓令は、令和3年6月1日から施行する。